

特記仕様書

1. 本工事の橋梁(イーゼースラブ橋)は、下記の特許を用いた工法を採用している。

特許第 6860894 号(受圧板及び該受圧板を用いた受圧構造)
商標登録第 4678433 号(イーゼースラブ)

特許権者

エーイーゼージャパン株式会社
〒920-0944 石川県金沢市三口新町3丁目9番6号
TEL 076-261-1360 FAX 076-261-9628
Email info@a-e-japan.com

2. 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは受注者(元請)が行うものとし、受注者(元請)はその使用に関する一切の責任を負うものとする。
また、工事請負契約時には、ESB 施工技術者認定登録証の写しを施工計画書と同時に提出すること。
3. 受注者(元請)は、工事請負契約日から 60 日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。特許権者はその証明として特許実施許諾書(兼特許使用料受領証明証)を発行し、受注者(元請)は上記の特許実施許諾書を監督員に提出し、確認を受けること。
4. 受注者(元請)は、ESB 施工技術者認定登録証を有する技術者を必ず現場に配置し、その指示に従って適正に施工管理を行うこと。もし、指示に従わない場合には、特許実施許諾を取り消されることがあるので注意すること。この場合、受注者(元請)はいかなる損害賠償請求も行うことはできない。
5. 受注者(元請)は、本橋の施工管理に必要な技術資料(施工マニュアル等)の最新版データを一般社団法人イーゼースラブ橋協会(以下「ESB 協会」という。)の管理するインターネットサイト(<http://www.esb-jp.com/>)から入手し、工事着手前に施工管理方法等の確認を行うこと。もし、疑義がある場合には、遅延なく ESB 協会会員または下記に示す ESB 協会事務局に問い合わせを行い、疑義を解決した後に工事に着手すること。

一般社団法人 イーゼースラブ橋協会 事務局
〒920-0944 石川県金沢市三口新町3丁目9番6号
TEL 076-264-1184 FAX 076-264-1175
Email: info@esb-jp.com <http://www.esb-jp.com/>